

人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会規約

平成 20 年 10 月 20 日制定

平成 21 年 6 月 24 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協議会は、主たる事務所を熊本県人吉市西間下町 8 6 - 1（熊本県球磨地域振興局総務振興課内）に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、人吉球磨地域と都市との交流を進めるため、ふるさとづくり計画を策定し、地域の豊かな資源を活かし、地域全体が連携したグリーンツーリズムの普及促進を図って、魅力と活力ある持続可能な地域を実現することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 グリーンツーリズムの情報発信事業
- 二 グリーンツーリズムの人材育成事業
- 三 グリーンツーリズムの交流・受入促進事業
- 四 農山漁村地域力発掘支援モデル事業
- 五 上記各号の他、人吉・球磨地域の広域的に連携したグリーンツーリズムの振興に寄与する事業

第 2 章 会員等

(協議会の会員)

第 5 条 協議会は、第 3 条の目的に賛同する者で、別表 1 に掲げるものをもって構成する。

2 新たに会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出する。

(届出)

第 6 条 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 3名
 - 三 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理し、会長が欠けたときは、その仕事を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその仕事を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、仕事の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第13条 協議会に、会長の指名によりアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、協議会の活動について、助言・指導を行う。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。

三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 通常総会は、会長が招集する。

2 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、総会会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

二 年度事業報告及び収支決算に関すること。

三 諸規程の制定及び改廃に関すること。

四 農山漁村地域力発掘支援モデル事業の実施に関すること。

五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 18 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分 2 以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第 16 条第 1 項及び第 4 項並びに第 18 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 19 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

第 21 条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる者及び本会の事務局長をもって構成する。
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事。
- 三 その他幹事会において必要と認められた事項に関する事。

第6章 部会

(部会)

第23条 協議会の活動を推進するため、部会を設けることができる。

2 部会の設置及び活動内容に関する事は別途定める。

第7章 事務局

(事務局)

第24条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、熊本県球磨地域振興局総務振興課長の職にある者をもってあてる。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務及び会計処理規程
- 二 その他幹事会において特に必要と認められた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第26条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第28条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農山漁村地域力発掘支援モデル事業の助成金
- 二 負担金
- 三 自己資金
- 四 その他の収入

(資金の取扱い)

第 29 条 協議会の資金の取扱方法は、事務及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 30 条 協議会の事務に要する経費は、第 28 条の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第 31 条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 32 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 14 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第 33 条 会長は、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 農振第 1876 号。以下「要綱」という。）、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 農振第 1877 号。以下「要領」という。）、農山漁村地域力発掘支援モデル事業交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 農振第 1969 号。以下「交付要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を九州農政局長に提出しなければならない。

- 一 当該年度の評価検証結果報告書又は活動結果報告書
- 二 次年度のふるさとづくり計画
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書
- 四 実績報告書

第 9 章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第 34 条 この規約を変更した場合は、九州農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第 35 条 第 25 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく九州農政局長に届け出なければならない。

(協議会が解散する場合の地位の継承)

第 36 条 協議会を解散する場合には、解散総会において、事前に地位の継承者を決定するものとする。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 37 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては九州農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第 10 章 雑則

(細則)

第 38 条 第 33 条の要綱・要領、その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の協議を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 10 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。